

表 4.1-70 調査区域の指定樹木（天然記念物）

番号	指定区分	市町名	名称	樹種	指定日等
1	県	知立市	萬福寺のイブキ	ビヤクシン	昭和 31 年 5 月 18 日
2			知立松並木	クロマツ	令和 5 年 8 月 4 日
3		安城市	永安寺の雲竜の松	クロマツ	昭和 60 年 11 月 25 日
4		常滑市	常滑市大野町のイブキ	ビヤクシン	昭和 53 年 8 月 4 日
5	市指定	東海市	つぶらじい	ツブラジイ	昭和 43 年 6 月 30 日
6			大クスノキ	クスノキ	昭和 43 年 6 月 30 日
7		常滑市	防風林	クロマツ	昭和 46 年 9 月 21 日
8			大野町のイブキ（北）※	ビヤクシン	平成 14 年 3 月 29 日
9			大野町のイチョウ※	イチョウ	平成 14 年 3 月 29 日
10		半田市	常福院のソテツ	ソテツ	昭和 53 年 4 月 1 日
11		知多市	マメナシ（イヌナシ）	イヌナシ	昭和 53 年 3 月 7 日
12			佐布里梅	ソウリウメ	令和元年 10 月 10 日
13		知立市	総持寺跡大イチョウ	イチョウ	昭和 40 年 1 月 1 日
14			大ソテツ	ソテツ	昭和 44 年 4 月 1 日
15			イタビカヅラ	イタビカヅラ	昭和 44 年 4 月 1 日
16			トネリコ	トネリコ	昭和 57 年 6 月 10 日
17	安城市	安城市	東海道のマツ並木	クロマツ	昭和 45 年 3 月 16 日
18			桜井神社のクロマツ	クロマツ	昭和 49 年 2 月 13 日
19			明法寺のイブキ	ビヤクシン	昭和 50 年 3 月 13 日
20			西蓮寺のイチョウ	イチョウ	昭和 49 年 2 月 13 日
21			堀内の大イチョウ	イチョウ	昭和 40 年 11 月 3 日
22			信照寺のシイ	シイノキ※	昭和 50 年 3 月 13 日
23			専超寺のケヤキ	ケヤキ	昭和 49 年 2 月 13 日
24			刈谷市	クスノキ	クスノキ
25	町指定	阿久比町	宮津熱田社の楠	クスノキ	平成 11 年 12 月 1 日
26			伊久智神社大楠の森	クスノキ	昭和 54 年 3 月
27		東浦町	極楽寺の楠	ビヤクシン	昭和 54 年 3 月
28			地蔵院のイブキ	クスノキ	平成 17 年 3 月

注 1) 表中（名称列）の※は詳細な位置が公開されていないため図示していません。

注 2) 表中（樹種列）の※はスダジイ、ツブラジイなどの総称を示す。

出典：「愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「愛知県指定文化財の指定について（2022 年 7 月）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「知多市の文化財（令和 6 年 3 月 1 日現在）」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「常滑市 主な国県指定文化財（令和 7 年 4 月 1 日現在）」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「阿久比町 史跡・天然記念物（令和 7 年 3 月 31 日現在）」（阿久比町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「東海市内指定文化財一覧表」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「半田市の文化財（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（半田市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「刈谷市の文化財一覧（市指定）（令和 6 年 2 月 15 日現在）」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「知立市内の文化財（令和 6 年 3 月 6 日現在）」（知立市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「安城市指定文化財リスト（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「東浦町 町指定文化財（平成 28 年 9 月 1 日現在）」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「統計資料「ひがしうらのすがた」令和 6 年度版」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

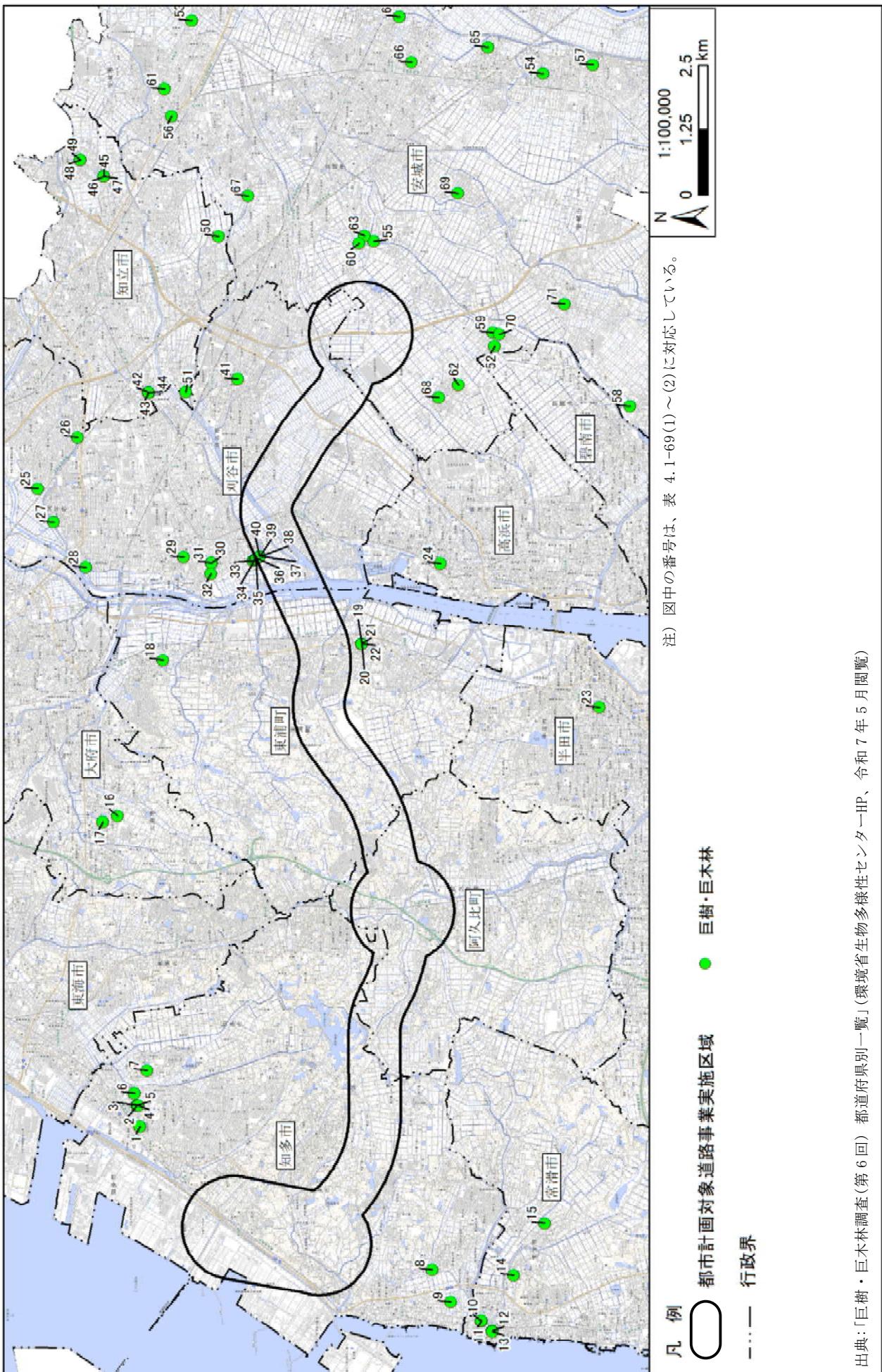


図 4.1-34 巨樹・巨木林位置図

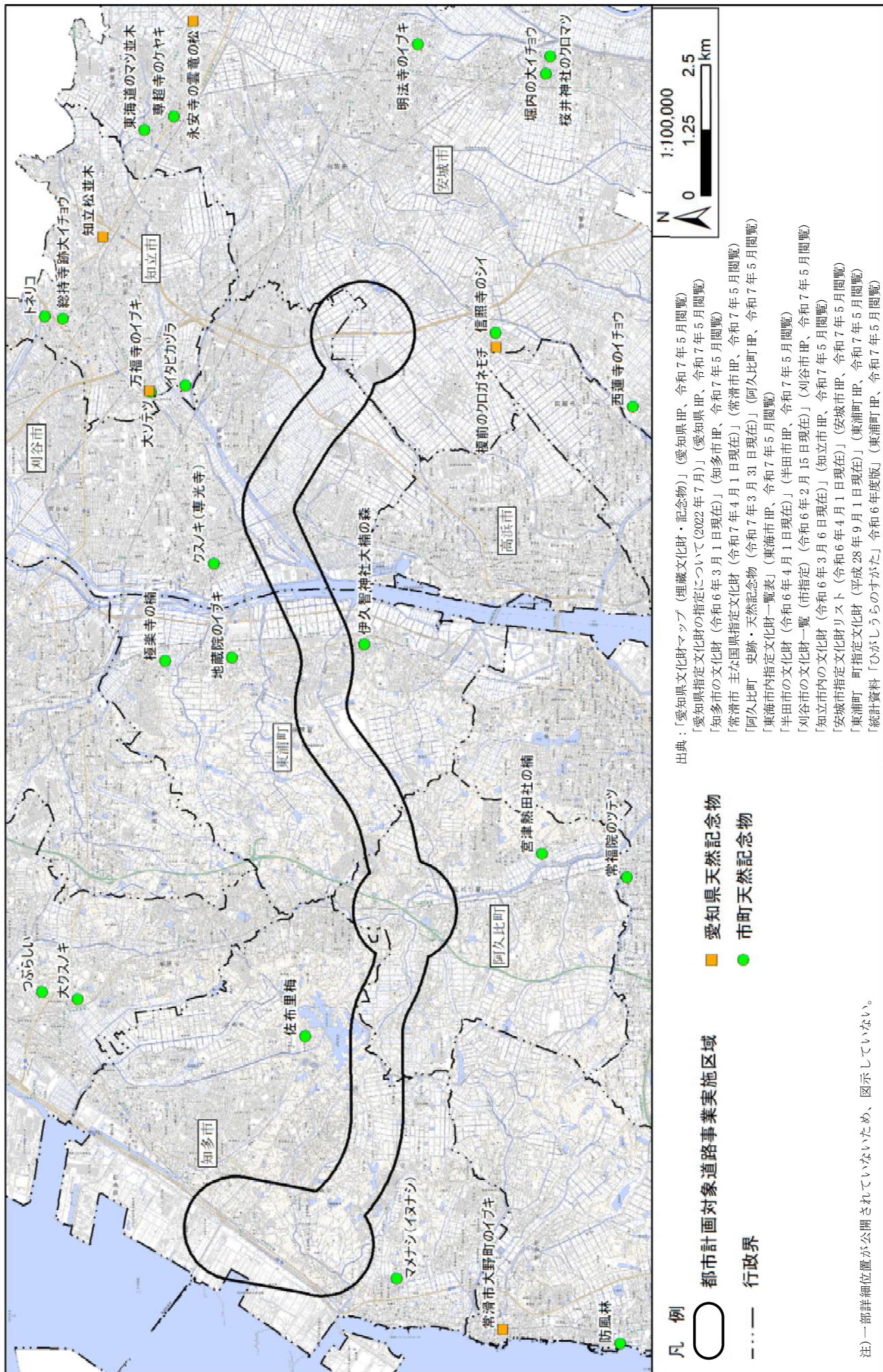


図 4.1-35 指定樹木（天然記念物）位置図

4) 植生の状況

植生の状況は、「自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)により把握した。調査区域の現存植生の植生区分を表 4.1-71、現存植生図を図 4.1-36 に示す。

表 4.1-71 現存植生の植生区分

植生区分	番号	群落	植生自然度
ヤブツバキクラス域自然植生	1	カナメモチコジイ群集※	9
	2	ヤブコウジースダジイ群集	9
	3	ヤナギ高木群落(VI)	9
	4	ヤナギ低木群落(VI)	9
ヤブツバキクラス域代償植生	5	シイ・カシ二次林	8
	6	ケネザサーコナラ群集	7
	7	アカメガシワーカラスザンショウ群落	6
	8	ムクノキ群落	7
	9	モチツツジーアカマツ群集	7
	10	ススキ群団	5
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	11	ヨシクラス	10
	12	ツルヨシ群集	10
	13	オギ群集	10
	14	ヒルムシロクラス	10
	15	砂丘植生	10
植林地、耕作地植生	16	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6
	17	クロマツ植林	6
	18	ニセアカシア群落	3
	19	その他植林(常緑広葉樹)	6
	20	竹林	3
	21	ゴルフ場・芝地	4
	22	牧草地	2
	23	路傍・空地雑草群落	4
	24	放棄畠地雑草群落	4
	25	果樹園	3
	26	茶畠	3
	27	常緑果樹園	3
	28	畠地雑草群落	2
	29	水田雑草群落	2
	30	放棄水田雑草群落	4
その他	31	市街地	1
	32	緑の多い住宅地	2
	33	残存・植栽樹群をもつた公園、墓地等	3
	34	工場地帯	1
	35	造成地	1
	36	開放水域	-
	37	自然裸地	-
	38	残存・植栽樹群地	3

注) 表中の※はツブラジイの別名を示す。

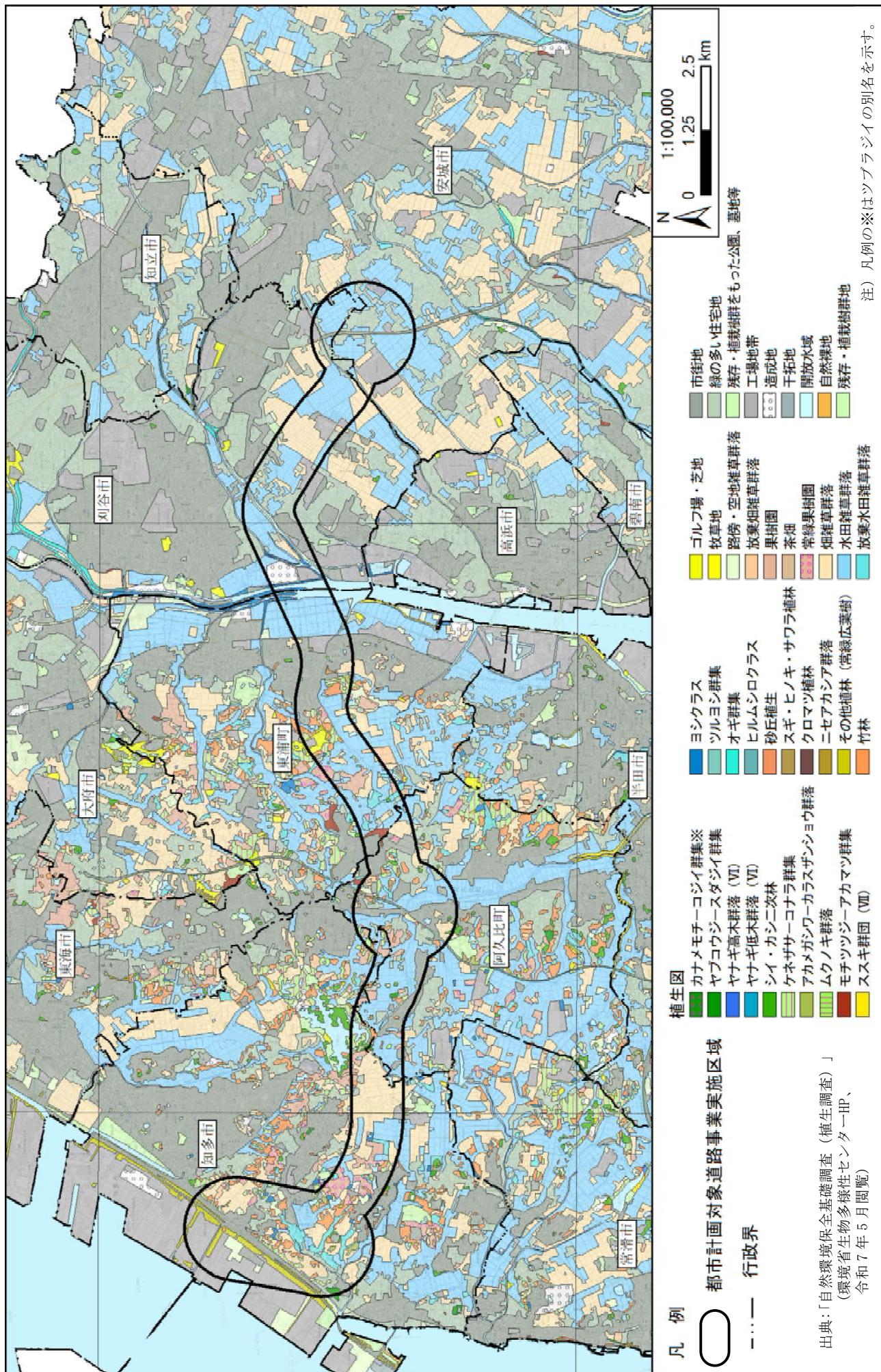


図 4.1-36 植生図

また、自然性の高い植生として、「自然環境保全基礎調査（植生調査）」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）で作成された植生図（図4.1-36参照）から、表4.1-72に示す区分で植生自然度9及び10に該当する植生を抽出した。植生自然度は、植生に対する人為的影響の度合いにより日本の植生を10の類型に区分している。

自然性の高い植生を図4.1-37に示す。

表4.1-72 植生自然度の区分基準

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然植生に近いもの)	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原
3	外来種植林、農耕地(樹園地)	果樹園、桑園、茶畠、苗圃等の樹園地
2	外来種草原、農耕地(水田・畑)	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」（環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧）

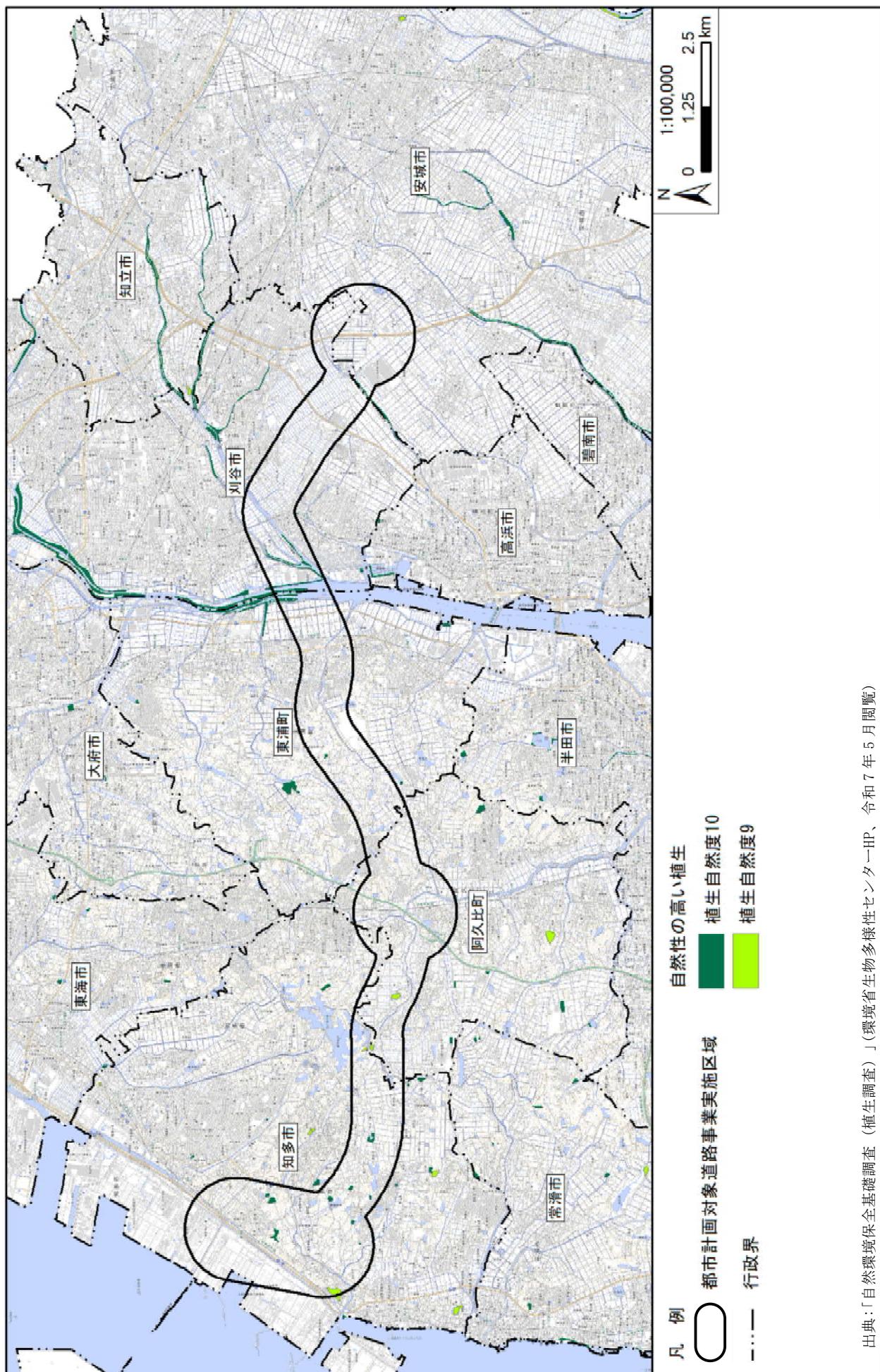


図 4.1-37 自然性の高い植生

出典:「自然環境保全基礎調査（植生調査）」(環境省生物多様性センターHP、令和7年5月閲覧)

5) 注目すべき生育地の状況

調査区域における注目すべき生育地は、表 4.1-73 に示す基準で選定した。

表 4.1-73 注目すべき生育地の選定基準

分類番号	名称	カテゴリ
①	『文化財保護法』(昭和 25 年 法律第 214 号) 『愛知県文化財保護条例』(昭和 30 年 愛知県条例第 6 号) 『半田市文化財保護条例』(昭和 52 年 半田市条例第 24 号) 『碧南市文化財保護条例』(平成 4 年 碧南市条例第 11 号) 『刈谷市文化財保護条例』(昭和 53 年 刈谷市条例第 31 号) 『安城市文化財保護条例』(平成 7 年 安城市条例第 12 号) 『常滑市文化財保護条例』(昭和 51 年 常滑市条例第 22 号) 『東海市文化財保護条例』(昭和 44 年 東海市条例第 62 号) 『大府市文化財保護条例』(昭和 45 年 大府市条例第 56 号) 『知多市文化財保護条例』(平成 17 年 知多市条例第 3 号) 『知立市文化財保護条例』(昭和 45 年 知立市条例第 62 号) 『高浜市文化財保護条例』(昭和 51 年 高浜市条例第 32 号) 『阿久比町文化財保護条例』(昭和 47 年 阿久比町条例第 16 号) 『東浦町文化財保護条例』(昭和 53 年 東浦町条例第 12 号)	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県：愛知県指定 市 1：知多市指定 市 2：常滑市指定 市 3：東海市指定 市 4：大府市指定 市 5：半田市指定 市 6：高浜市指定 市 7：刈谷市指定 市 8：知立市指定 市 9：碧南市指定 市 10：安城市指定 町 1：阿久比町指定 町 2：東浦町指定
②	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)』(平成 4 年 法律第 75 号) 『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令』(平成 5 年 政令第 17 号)	生育：生育地等保護区
③	『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)に基づく重要度の高い湿地	基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 (ただし、外来種を除く) 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域 (採餌場、繁殖場等)である場合
④	『生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)』 (コンサバーション・インターナショナル・ジャパン HP、令和 7 年 5 月閲覧)	危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息／生育する 非代替性： a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
⑤	『自然環境保全法』(昭和 47 年 法律第 85 号) 『愛知県立自然公園条例』(昭和 43 年 愛知県条例第 7 号) 『自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例』(昭和 48 年 愛知県条例第 3 号)	自然環境保全地域 県立自然公園 愛知県自然環境保全地域

調査区域における注目すべき生育地を表 4.1-74 及び図 4.1-38 に示す。調査区域には、南知多県立自然公園や、尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群のうち板山高根湿地が存在する。なお、南知多県立自然公園では、採取損傷制限指定植物の指定はない。

表 4.1-74 注目すべき生育地

番号	名称	所在地	カテゴリ	選定基準
1	南知多県立自然公園	知多市	県立自然公園	⑤ 『愛知県立自然公園条例』 (昭和 43 年 愛知県条例第 7 号)
2	尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群 (板山高根湿地)	阿久比町	基準 2 (希少種、固有種等が生育・生息している場合)	③ 『生物多様性の観点から重要度の高い湿地』 (環境省 HP、令和 7 年 5 月閲覧)

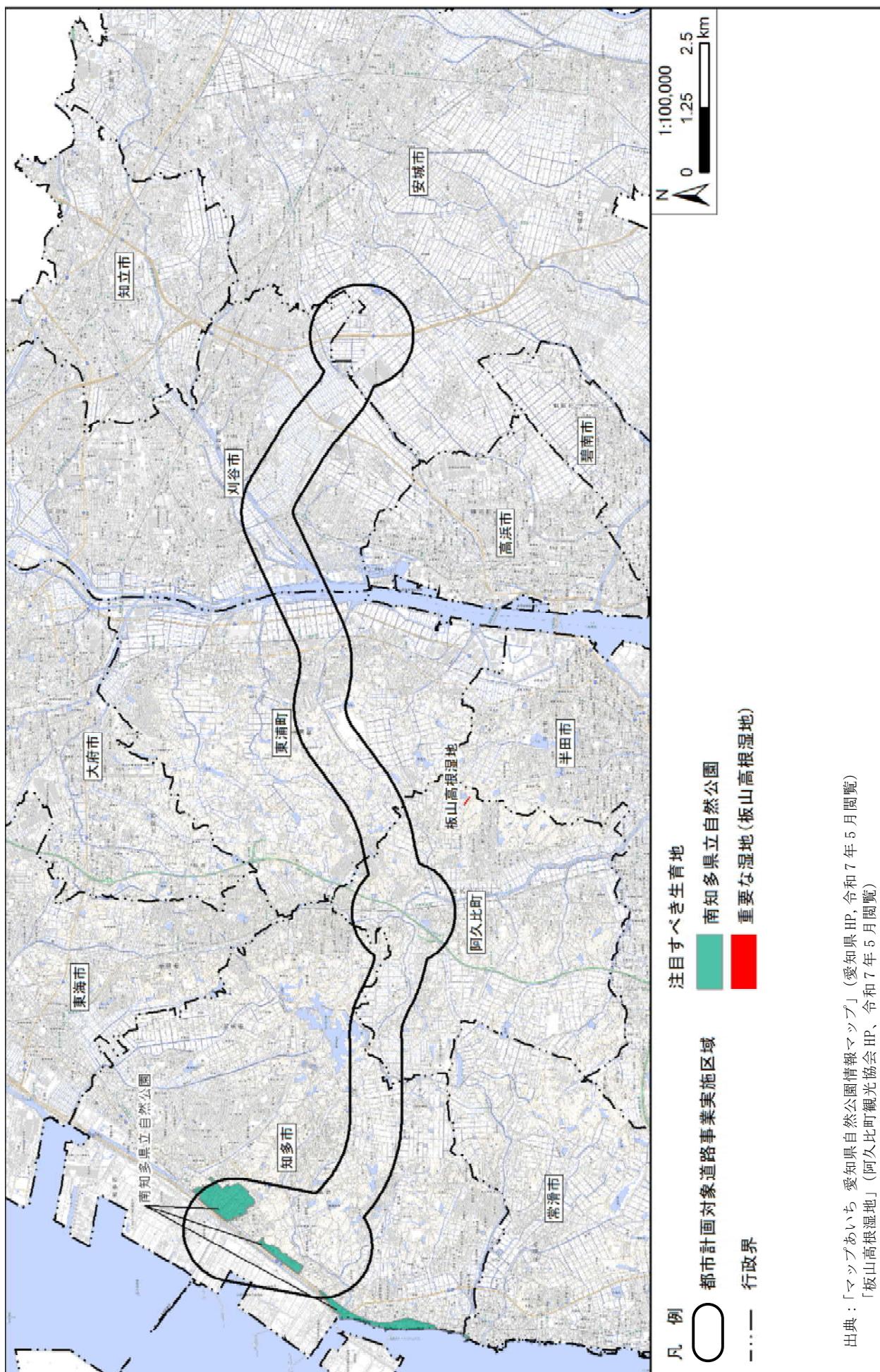


図 4.1-38 注目すべき生育地